

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成22年2月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 ため池等整備事業	大谷池地区	平成13年3月20日
”	単独県費補助土地改良事業 ため池等整備事業	亀尾池地区	平成13年3月25日